

本資料のうち、枠囲みの内容は、
営業秘密又は防護上の観点から
公開できません

東海第二発電所 工事計画審査資料	
資料番号	工認-939 改 6
提出年月日	平成 30 年 9 月 18 日

日本原子力発電株式会社

東海第二発電所 添付書類

発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
又項 その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備
(緊急時対策所)

抜粋資料

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(vi) 緊急時対策所 <u>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</u> <u>緊急時対策所は、災害対策本部室及び宿泊・休憩室から構成され、緊急時対策所建屋に設置する設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、$\text{R}(3)$(vi)-①適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、$\text{R}(3)$(vi)-②重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。</u></p>	<p>10.9 緊急時対策所 10.9.1 通常運転時等 10.9.1.1 概要 <u>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</u> <中略></p> <p>10.9.2 重大事故等時 10.9.2.1 概要 <u>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。</u></p>	<p>【緊急時対策所】（基本設計方針） 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (1) 緊急時対策所の設置 <u>発電用原子炉施設には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））を中央制御室以外の場所に設置する。</u>緊急時対策所は、東海発電所と共用とするが、東海発電所と同時発災時に対応するために必要な居住性を確保する設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。 (2) 必要な条件 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じることができるよう、緊急時対策所機能に係る設備を含め、以下の設計とする。 なお、緊急時対策所は、災害対策本部室及び宿泊・休憩室から構成され、緊急時対策所建屋に設置する設計とする。</p> <p>a. 耐震性及び耐津波性 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動S_sによる地震力に対し、機能を喪失しないよう設計するとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。</p> <p>b. 中央制御室に対する独立性 緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p> <p>(3) 緊急時対策所の機能 a. 居住性の確保 緊急時対策所は、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な要員を収容できるとともに、それら要員が必要な期間にわたり滞在できる設計とする。 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できるとともに、重大事</p>	<p>整合性</p> <p>$\text{R}(3)$(vi)</p> <p>①は、設置変更許可申請書（本文）の$\text{R}(3)$(vi)-①を具体的に記載しており整合している。</p>	<p>【46条1】 【15条13】</p> <p>【76条1】</p> <p>【76条2】</p> <p>【76条3】</p> <p>【46条2】</p> <p>【76条9】</p>

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする...</p> <p>【(3)(vi)-③】緊急時対策所は、異常等に対処するために</p>	<p>また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする...</p> <p>緊急時対策所の系統概要図を第 10.9-1 図から第 10.9-6 図に示す。</p> <p>10.9.2 重大事故等時 10.9.2.2 設計方針</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な</p>	<p>故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、【(3)(vi)-①】適切な遮蔽設計及び換気設計を行い、緊急時対策所の居住性を確保する...</p> <p><中略></p> <p>b. 情報の把握 緊急時対策所には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な情報及び重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を、【(3)(vi)-②】中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる情報収集設備を設置する...</p> <p><中略></p> <p>c. 通信連絡 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するため、発電所内の関係要員に指示を行うために必要な通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。 緊急時対策所には、【(3)(vi)-②】重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする...</p> <p><中略></p> <p>1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 a. 居住性の確保</p> <p><中略></p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるとともに、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>【緊急時対策所】（基本設計方針） 第 2 章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 a. 居住性の確保</p> <p><中略></p> <p>【(3)(vi)-③】緊急時対策所は、重大事故等が発生した場</p>	<p>工事の計画の【(3)(vi)-②】は、設置変更許可申請書（本文）の【(3)(vi)-②】を具体的に記載しており整合している。</p> <p>【46条3】 【76条21】</p> <p>【46条5】 【76条22】</p> <p>【76条9】</p> <p>工事の計画の【(3)(vi)】</p> <p>【76条9】</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする...</p> <p>また、<u>㉓(3)(vi)-㉔</u>異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握するために、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）（以下「安全パラメータ表示システム（SPDS）」という。）を設置する。</p> <p><u>㉓(3)(vi)-㉕</u>発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために送受話器（ページング）、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）、衛星電話設備、無線連絡設備、携行型有線通話装置、テレビ会議システム（社内）、加入電話設備（加入電話及び加入FAX）、専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を用いた通信連絡設備を設置又は保管する。</p>	<p>指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p> <p>10.9.1 通常運転時等 10.9.1.1 概要 緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）（以下「安全パラメータ表示システム（SPDS）」という。）を設置する。</p> <p>発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備として、送受話器（ページング）、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）、衛星電話設備、無線連絡設備、携行型有線通話装置、テレビ会議システム（社内）、加入電話設備（加入電話及び加入FAX）、専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>緊急時対策所には、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p>合においても、<u>重大事故等</u>に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>b. 情報の把握 緊急時対策所には、<u>㉓(3)(vi)-㉔</u>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な情報及び重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を、中央制御室内の運転員を介さずに正確、かつ速やかに把握できる情報収集設備を設置する...</p> <p>緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所内で表示できるよう、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>c. 通信連絡 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するため、<u>㉓(3)(vi)-㉕</u>発電所内の関係要員に指示を行うために必要な通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用であつて多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>【計測制御系統施設】（基本設計方針） 4. 通信連絡設備 4.1 通信連絡設備（発電所内） ＜中略＞ 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の人に操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として、警報装</p>	<p><u>㉓(3)(vi)-㉔</u>は、設置変更許可申請書（本文）の<u>㉓(3)(vi)-㉔</u>を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>工事の計画の<u>㉓(3)(vi)-㉔</u>は、設置変更許可申請書（本文）の<u>㉓(3)(vi)-㉔</u>を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>工事の計画の<u>㉓(3)(vi)-㉕</u>は、設置変更許可申請書（本文）の<u>㉓(3)(vi)-㉕</u>を具体的に記載しており、整合している。</p>	<p>【46条3】 【76条21】</p> <p>【46条4】</p> <p>【46条5】</p> <p>【76条22】</p> <p>【46条5】 【47条6】</p>

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動S_Sによる地震力に対し、機能を喪失しないよう設計するとともに、緊急時対策所は、基準津波の影響を受けない設計とする。</p> <p>地震及び津波に対しては、「ロ(1)(ii) 重大事故等対処施設の耐震設計」、 「ロ(2)(ii) 重大事故等対処施設の耐津波設計」及び「ロ(2)(iii) 重大事故等対処施設の</p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じることができるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動S_Sによる地震力に対し、機能を損なわない設計するとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。</p> <p>地震及び津波に対しては、「1.3.2 重大事故等対処施設の耐震設計」、 「1.4.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」及び「1.4.3 基準津波を超え敷地に遡上する津波</p>	<p>置及び通信設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>警報装置として、十分な数量の警報装置の機能を有する送受信器（ページング）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）として、十分な数量の送受信器（ページング）、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。）、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型有線通話装置、衛星電話設備（固定型）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。）及び衛星電話設備（携帯型）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>4.2 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店（東京）、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信設備（発電所外）として、十分な数量の電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）、テレビ会議システム（社内）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。）、加入電話設備（加入電話及び加入FAX）（東海、東海第二発電所共用）、専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。）、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>1. 緊急時対策所</p> <p>1.1 緊急時対策所の設置等</p> <p>(2) 必要な条件</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動S_Sによる地震力に対し、機能を喪失しないよう設計するとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。</p> <p>【原子炉冷却系統設備（共通項目）】（基本設計方針）</p> <p>5.1.2 多様性、位置的分散等</p> <p>(1) 多重性又は多様性及び独立性</p> <p>地震及び津波（敷地に遡上する津波を含む。）に対して可搬型重大事故等対処設備は、「2.1 地震による損傷の防止」及び「2.2 津波による損傷の防止」にて考慮された</p>		<p>【46条5】 【47条6】</p> <p>【46条6】 【47条9】</p> <p>【76条2】</p> <p>【54条23】</p>

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>基準津波を超え敷地に遡上する津波の耐津波設計」に基づく設計とする。</p> <p>敷地に遡上する津波に対して、緊急時対策所は敷地高さ T.P.+23m 以上に設置する設計としており、敷地に遡上する津波による浸水の影響を受けない。</p> <p>また、緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする...</p> <p>重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結</p>	<p>に対する耐津波設計」に基づく設計とする。</p> <p>敷地に遡上する津波に対して、緊急時対策所は敷地高さ T.P.+23m 以上に設置する設計としており、敷地に遡上する津波による浸水の影響を受けない。</p> <p>また、緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する。</p> <p>重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結</p>	<p>設計とする。</p> <p>緊急時対策所は敷地高さ T.P.+23 m 以上に設置し、敷地に遡上する津波による浸水の影響を受けない設計とする。</p> <p>【緊急時対策所】 1.1 緊急時対策所の設置等 (2) 必要な条件</p> <p>緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p> <p>【緊急時対策所】（基本設計方針） 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 a. 居住性の確保 ＜中略＞ 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるとともに、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。 ＜中略＞ 緊急時対策所は、重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。</p>	<p>【76条2-1】</p> <p>【76条3】</p> <p>【76条9】</p> <p>【76条23】</p>	<p>備考</p>

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p> <p><u>Ⅹ(3)(vi)-⑥重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用換気設備、緊急時対策所加圧設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型モニタリング・ポスト及び緊急時対策所エリアモニタを設ける。</u></p>	<p>果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p> <p>(1) 居住性を確保するための設備 <u>重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用換気設備、緊急時対策所加圧設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型モニタリング・ポスト及び緊急時対策所エリアモニタを設ける。</u></p>	<p>身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p> <p>【緊急時対策所】（基本設計方針） 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 a. 居住性の確保 <中略> 緊急時対策所は、<u>重大事故等が発生した場合においても、Ⅹ(3)(vi)-⑥重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電源外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるとともに、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。</u></p> <p>【放射線管理施設】（基本設計方針） 2. 換気設備、生体遮蔽装置等 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 <中略> 重大事故等が発生した場合において、<u>緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。）、二次遮蔽、緊急時対策所非常用換気設備（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。）、緊急時対策所加圧設備（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。）、酸素濃度計（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。）、二酸化炭素濃度計（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。）、可搬型モニタリング・ポスト及び緊急時対策所エリアモニタを設ける設計とする。</u></p>	<p>工事の計画のⅩ(3)(vi)-⑥は設置変更許可申請書（本文）のⅩ(3)(vi)-⑥を具体的に記載しており、整合している。</p>	<p>【76条9】</p> <p>【76条10】</p>

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定ヨウ素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>⑥(3)(vi)-⑦緊急時対策所遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の気密性、緊急時対策所非常用換気設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>⑥(3)(vi)-⑧緊急時対策所非常用換気設備として、緊急時対策所非常用送風機は、緊急時対策所を正圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、緊急時対策所加圧設備は、ブルーム通過時において、緊急時対策所を正圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。</p>	<p>緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定ヨウ素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>a. 緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用換気設備 緊急時対策所遮蔽は、重大事故が発生した場合において、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所非常用換気設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、緊急時対策所非常用換気設備として、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置を設ける。また、緊急時対策所の加圧のために、緊急時対策所加圧設備及び緊急時対策所用差圧計を設ける。 緊急時対策所の緊急時対策所非常用送風機は、緊急時対策所を正圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、緊急時対策所加圧設備は、ブルーム通過時において、緊急時対策所を正圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。緊急時対策所用差圧計は、緊急時対策所が正圧化された状態であることを監視できる設計とする。 緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は、ブルーム通過後の緊急時対策所建屋内を換気できる設計とする。 主要な設備は、以下のとおりとする。 ・緊急時対策所遮蔽（東海発電所及び東海第二発電所共用）</p>	<p>重大事故等が発生した場合における緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定ヨウ素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」の手法を参考とした被ばく評価において、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100 mSvを超えない設計とする。</p> <p>【放射線管理施設】（基本設計方針） 2. 換気設備、生体遮蔽装置等 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 ＜中略＞</p> <p>⑥(3)(vi)-⑦緊急時対策所遮蔽及び二次遮蔽は、緊急時対策所の気密性、緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が7日間で100 mSvを超えない設計とする。</p> <p>【放射線管理施設】（基本設計方針） 2. 換気設備、生体遮蔽装置等 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 ＜中略＞</p> <p>⑥(3)(vi)-⑧緊急時対策所非常用換気設備である緊急時対策所非常用送風機は、緊急時対策所建屋を正圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。 緊急時対策所加圧設備は、ブルーム通過時において、緊急時対策所等を正圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。</p>	<p>【76条11】</p> <p>【76条12】 工事の計画の⑥(3)(vi)-⑦は、設置変更許可申請書（本文）の⑥(3)(vi)-⑦と具体的に記載しており整合している。</p> <p>【76条13】 工事の計画の⑥(3)(vi)-⑧は、設置変更許可申請書（本文）の⑥(3)(vi)-⑧を含んでおり整合している。</p>	<p>【76条11】</p> <p>【76条12】</p> <p>【76条13】</p>

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>緊急時対策所には、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とするとともに、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに緊急時対策所加圧設備による加圧判断のために使用する緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型モニタリング・ポストを保管する設計とする。</u></p>	<p>・緊急時対策所非常用送風機（東海発電所及び東海第二発電所共用） ・緊急時対策所加圧設備（東海発電所及び東海第二発電所共用） ・緊急時対策所非常用フィルタ装置（東海発電所及び東海第二発電所共用） ・緊急時対策所用差圧計（東海発電所及び東海第二発電所共用） 本系統の流路として、緊急時対策所非常用換気設備ダクト、緊急時対策所加圧設備（配管・弁）を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>b. 酸素及び二酸化炭素濃度の測定設備 <u>緊急時対策所には、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。</u> 主要な設備は、以下のとおりとする。 ・酸素濃度計（東海発電所及び東海第二発電所共用） ・二酸化炭素濃度計（東海発電所及び東海第二発電所共用）</p> <p>c. 放射線量の測定設備 <u>緊急時対策所には、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに緊急時対策所加圧設備による加圧判断のために使用する緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型モニタリング・ポストを保管する設計とする。</u> 主要な設備は、以下のとおりとする。 ・緊急時対策所エリアモニタ ・可搬型モニタリング・ポスト（8.1 放射線管理設備）</p>	<p>【緊急時対策所】（基本設計方針） 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 a. 居住性の確保 <中略></p> <p><u>緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計（東海、東海第二発電所共用）（個数1（予備1））及び二酸化炭素濃度計（東海、東海第二発電所共用）（個数1（予備1））を保管する設計とするとともに室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに緊急時対策所加圧設備による加圧判断のために使用する緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型モニタリング・ポストを保管する設計とする。</u></p> <p>【放射線管理施設】（基本設計方針） 1. 放射線管理施設 1.1 放射線管理用計測装置 1.1.2 エリアモニタリング設備 <中略> エリアモニタリング設備のうち緊急時対策所に設ける緊急時対策所エリアモニタは、重大事故等時に緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定し、計測結果を記録及び保存できる設計とする。 <中略> 1.1.4 移動式周辺モニタリング設備 <u>可搬型モニタリング・ポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所海側及び緊急時対策所付近等において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視</u></p>	<p>■</p>	<p>【46条7】 【76条19】</p> <p>【76条20】</p> <p>【75条8】 【76条20】</p>

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を㉒(3)(vi)-㉑把握できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに㉒(3)(vi)-㉑緊急時対策所において把握できる設計とする。</p> <p>㉒(3)(vi)-㉑緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても㉒(3)(vi)-㉑発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、衛星電話設備、無線連絡設備、携行型有線通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する。</p>	<p>(2) 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備</p> <p>a. 必要な情報を把握できる設備</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに緊急時対策所において把握できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全パラメータ表示システム（SPDS）（10.12 通信連絡設備） <p>b. 通信連絡設備</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、衛星電話設備、無線連絡設備、携行型有線通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備（東海発電所及び東海第二発電所共用）（10.12 通信連絡設備） 無線連絡設備（10.12 通信連絡設備） 携行型有線通話装置（10.12 通信連絡設備） 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（東海発電所及び東海第二発電所共用）（10.12 通信連絡設備） 	<p>し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とするとともに、緊急時対策所内への氡ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断に用いる設計とする。</p> <p>【緊急時対策所】（基本設計方針）</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>1. 緊急時対策所</p> <p>1.1 緊急時対策所の設置等</p> <p>(3) 緊急時対策所の機能</p> <p>b. 情報の把握</p> <p>緊急時対策所には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な情報及び重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を、中央制御室内の運転員を介さずに㉒(3)(vi)-㉑正確かつ速やかに把握できる情報収集設備を設計とする。</p> <p>㉒(3)(vi)-㉑緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所内で表示できるよう、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>【計測制御系統施設】（基本設計方針）</p> <p>4.1 通信連絡設備（発電所内）</p> <p><中略></p> <p>㉒(3)(vi)-㉑重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所内）として、必要な数量の衛星電話設備（固定型）及び携行型有線通話装置を中央制御室及び㉒(3)(vi)-㉑緊急時対策所内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）を㉒(3)(vi)-㉑緊急時対策所内に保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p><中略></p> <p>【計測制御系統施設】（基本設計方針）</p> <p>4.2 通信連絡設備（発電所外）</p> <p><中略></p> <p>㉒(3)(vi)-㉑重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信</p>	<p>工事の計画の㉒(3)(vi)-㉑は、設置変更許可申請書（本文）の㉒(3)(vi)-㉑と同義であり整合している。</p> <p>工事の計画の㉒(3)(vi)-㉑は、設置変更許可申請書（本文）の㉒(3)(vi)-㉑と文章表現は異なるが、内容に相違はないため整合している。</p> <p>工事の計画の㉒(3)(vi)-㉑は、設置変更許可申請書（本文）の㉒(3)(vi)-㉑と文章表現は異なるが、内容に相違はないため整合している。</p>	<p>【46条3】 【76条21】</p> <p>【46条4】</p> <p>【76条22】 【77条1】</p> <p>【76条22】 【77条11】</p>

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>緊急時対策所は、常用電源設備からの給電が喪失した場合に、代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、2台設置することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機の燃料は、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプにより補給できる設計とする。なお、緊急時対策所用発電機は、ブルーム通過時において、燃料を自動で補給し運転できる設計とする。</p>	<p>(3) 代替電源設備からの給電</p> <p>緊急時対策所は、常用電源設備からの給電が喪失した場合に、代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、2台設置することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機の燃料は、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプにより補給できる設計とする。なお、緊急時対策所用発電機は、ブルーム通過時において、燃料を自動で補給し運転できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所用発電機（東海発電所及び東海第二発電所共用） ・緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク（東海発電所及び東海第二発電所共用） ・緊急時対策所用発電機給油ポンプ（東海発電所及び東海第二発電所共用） 	<p>連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所外）として、必要な数量の衛星電話設備（固定型）を中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、必要な数量の衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）を(3)(vi)④緊急時対策所内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>【緊急時対策所】（基本設計方針）</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>1. 緊急時対策所</p> <p>1.1 緊急時対策所の設置等</p> <p>(2) 必要な条件</p> <p>c. 代替交流電源の確保</p> <p>緊急時対策所には、常用電源設備からの給電が喪失した場合に、代替電源設備である緊急時対策所用発電機（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））からの給電が可能な設計とする。なお、緊急時対策所用発電機は、ブルーム通過時において、燃料を自動で補給し運転継続できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、2台設置することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>【非常用電源設備】（基本設計方針）</p> <p>4. 燃料設備</p> <p>4.3 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクから緊急時対策所用発電機への給油</p> <p>緊急時対策所用発電機の燃料は、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク（東海、東海第二発電所共用）及び緊急時対策所用発電機給油ポンプ（東海、東海第二発電所共用）により補給できる設計とする。</p> <p>【非常用電源設備】（基本設計方針）</p> <p>2. 交流電源設備</p> <p>2.3 緊急時対策所用発電機</p> <p>緊急時対策所用発電機（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））は、緊急時対策所用メタルクラッド開閉装置（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））（6900V、1200Aのものを1個）、緊急時対策所用動力変圧器（東海、東海第二発電所共用）（1400kVA、6900/480Vのものを1個）、緊急時対策所用パワーセンタ（東海、東海</p>		<p>【76条4】</p> <p>【76条6】</p> <p>【76条7】</p> <p>【76条5】</p>

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>緊急時対策所の遮蔽については、「チ(1)(iv)遮蔽設備」にて記載する。</p> <p>緊急時対策所の換気設備は、「チ(1)(v)換気空調設備」にて記載する。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタについては、「チ(1)(iii)放射線監視設備」にて記載する。</p> <p>可搬型モニタリング・ポストについては、「チ(2) 屋外管理用の主要な設備の種類」にて記載する。</p> <p>緊急時対策所の必要な情報の把握及び通信連絡設備については、「ヌ(3)(vii)通信連絡設備」にて記載する。</p>		<p>第二発電所共用（480 V、1800 A のものを 1 個）、緊急時対策所用モータコントロールセンタ（東海、東海第二発電所共用）（480 V、1200 A 及び 210 V、800 A のものを 2 個）、緊急時対策所用 100 V 分電盤（東海、東海第二発電所共用）（105 V、800 A のものを 2 個及び 105 V、400 A のものを 1 個）、緊急時対策所用直流 125 V 主母線盤（東海、東海第二発電所共用）（125 V、1200 A のものを 1 個）、緊急時対策所用直流 125 V 分電盤（東海、東海第二発電所共用）（125 V、800 A のものを 1 個）を經由して緊急対策所非常用送風機（東海、東海第二発電所共用）、衛星電話設備（固定型）（東海、東海第二発電所共用）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話、IP-FAX）（東海、東海第二発電所共用）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）等へ給電できる設計とする。</p> <p>【非常用電源設備】（基本設計方針）</p> <p>3. 直流電源設備及び計測制御用電源設備</p> <p>常用電源設備からの受電が喪失した場合に、緊急時対策所用メタルクラッド開閉装置等の制御電源に使用するため、緊急時対策所用 125V 系蓄電池（東海、東海第二発電所共用）を設ける設計とする。</p>	<p>設置変更許可申請書（本文）「チ. (1) (iv) 遮蔽設備」に整合性を示す。</p> <p>設置変更許可申請書（本文）「チ. (1) (v) 換気空調設備」に整合性を示す。</p> <p>設置変更許可申請書（本文）「チ. (1) (iii) 放射線監視設備」に整合性を示す。</p> <p>設置変更許可申請書（本文）「チ. (2) 屋外管理用の主要な設備の種類」に整合性を示す。</p> <p>設置変更許可申請書（本文）「ヌ. (3) (vii) 通信連絡設備」に整合性を示す。</p>	<p>【76条8】</p>

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>常設代替高压電源装置及び可搬型代替低圧電源車については、「ヌ(2)(iv) 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>ヌ(3)(vi)-⑫送受話器（ページング）（警報装置を含む）... ヌ(3)(vi)-⑬（「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用）... ヌ(3)(vi)-⑭一式</p> <p>加入電話設備（加入電話及び加入FAX）（東海発電所及び東海第二発電所共用） ヌ(3)(vi)-⑬（「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用）... ヌ(3)(vi)-⑭一式</p> <p>電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）（東海発電所及び東海第二発電所共用） ヌ(3)(vi)-⑬（「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用）... ヌ(3)(vi)-⑭一式</p> <p>テレビ会議システム（社内）（東海発電所及び東海第二発電所共用） ヌ(3)(vi)-⑬（「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用）... ヌ(3)(vi)-⑭一式</p> <p>専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））（東海発電所及び東海第二発電所共用） ヌ(3)(vi)-⑬（「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用）... ヌ(3)(vi)-⑭一式</p> <p>無線連絡設備（固定型） ヌ(3)(vi)-⑬（「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用）... ヌ(3)(vi)-⑭一式</p>	<p>第 10.9-1 表 緊急時対策所の主要機器仕様 <中略></p> <p>(3) 通信連絡設備 (a) 送受話器（ページング） 第 10.12-1 表 通信連絡設備の一覧表に記載する。</p> <p>(b) 電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS 端末及びFAX）（東海発電所及び東海第二発電所共用） 第 10.12-1 表 通信連絡設備の一覧表に記載する。 <中略></p> <p>(e) 無線連絡設備（固定型） 第 10.12-1 表 通信連絡設備の一覧表に記載する。 <中略></p> <p>(i) テレビ会議システム（社内）（東海発電所及び東海第二発電所共用） 第 10.12-1 表 通信連絡設備の一覧表に記載する。</p> <p>(j) 加入電話設備（加入電話及び加入FAX）（東海発電所及び東海第二発電所共用） 第 10.12-1 表 通信連絡設備の一覧表に記載する。</p> <p>(k) 専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））（東海発電所及び東海第二発電所共用） 第 10.12-1 表 通信連絡設備の一覧表に記載する。</p>	<p>【計測制御系統施設】（基本設計方針）</p> <p>4. 通信連絡設備 4.1 通信連絡設備（発電所内） <中略> 警報装置として、ヌ(3)(vi)-⑭十分な数量のヌ(3)(vi)-⑫警報装置の機能を有する送受話器（ページング）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）として、ヌ(3)(vi)-⑬十分な数量のヌ(3)(vi)-⑫送受話器（ページング）、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS 端末及びFAX）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。）、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型有線通話装置、衛星電話設備（固定型）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））及び衛星電話設備（携帯型）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。 <中略></p> <p>4.2 通信連絡設備（発電所外） 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店（東京）、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことのできる通信設備（発電所外）として、ヌ(3)(vi)-⑬十分な数量の電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS 端末及びFAX）、テレビ会議システム（社内）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。）、加入電話設備（加入電話及び加入FAX）（東海、東海第二発電所共用）、専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。）、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。 <中略></p>	<p>設置変更許可申請書（本文）「ヌ.(2)(iv) 代替電源設備」に整合性を示す。</p> <p>工事の計画のヌ(3)(vi)⑫は、設置変更許可申請書（本文）のヌ(3)(vi)-⑫を具体的に記載しており整合している。</p> <p>「送受話器（ページング）」、「加入電話設備」、「電力保安通信用電話設備」、「テレビ会議システム（社内）」、「専用電話設備」、「無線連絡設備（固定型）」は、設置変更許可申請書（本文）におけるヌ(3)(vi)-⑬を工事の計画における登録として「計測制御系統施設」のうち「基本設計方針」に整理している。</p> <p>ヌ(3)(vi)-⑭工事計画の「十分な数量」は設置変更許可申請書（本文）の「一式」に含まれることから整合している。</p>	<p>【46条5】 【47条6】</p> <p>【46条6】 【47条9】</p>

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考															
<p>[常設重大事故等対処設備] <u>緊急時対策所遮蔽（東海発電所及び東海第二発電所共用）</u> Ⅹ(3)(vi)-15（「チ(1)(iv) 遮蔽設備」と兼用）.....一式</p> <p><u>緊急時対策所非常用換気設備（東海発電所及び東海第二発電所共用）</u> Ⅹ(3)(vi)-16（「チ(1)(v) 換気空調設備」と兼用）.....一式</p> <p><u>緊急時対策所用発電機（東海発電所及び東海第二発電所共用）</u> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">台</td> <td style="width: 10%;">数</td> <td style="width: 80%;">2</td> </tr> <tr> <td>容</td> <td>量</td> <td>約1,725 kVA/台</td> </tr> </table> </p>	台	数	2	容	量	約1,725 kVA/台	<p>第 10.9-2 表 緊急時対策所（重大事故等時）主要機器仕様 <中略></p> <p>(1) 緊急時対策所 a. <u>緊急時対策所遮蔽（東海発電所及び東海第二発電所共用）</u> 第 8.3-4 表 遮蔽設備（重大事故等時）の設備に記載する。 <中略></p> <p>第 10.9-2 表 緊急時対策所（重大事故等時）主要機器仕様 <中略></p> <p>b. <u>緊急時対策所非常用換気設備（東海発電所及び東海第二発電所共用）</u> (a) 緊急時対策所非常用送風機（東海発電所及び東海第二発電所共用） 第 8.2-2 表 換気空調設備（重大事故等時）の主要機器仕様に記載する。 (b) 緊急時対策所非常用フィルタ装置（東海発電所及び東海第二発電所共用） 第 8.2-2 表 換気空調設備（重大事故等時）の主要機器仕様に記載する。 <中略></p> <p>第 10.9-2 表 緊急時対策所（重大事故等時）主要機器仕様 <中略></p> <p>(2) <u>緊急時対策所用発電機（東海発電所及び東海第二発電所共用）</u> エンジン <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">台</td> <td style="width: 10%;">数</td> <td style="width: 80%;">2</td> </tr> <tr> <td>使用燃料</td> <td></td> <td>軽油</td> </tr> </table> 発電機 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">種</td> <td style="width: 10%;">類</td> <td style="width: 80%;">3 同期発電機(両軸受け式)</td> </tr> </table> </p>	台	数	2	使用燃料		軽油	種	類	3 同期発電機(両軸受け式)	<p>【放射線管理施設】（基本設計方針） 2. 換気設備，生体遮蔽装置等 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p> <p>重大事故等が発生した場合において，緊急時対策所の居住性を確保するための設備として，<u>緊急時対策所遮蔽（東海，東海第二発電所共用（以下同じ。））</u>，二次遮蔽，<u>緊急対策所非常用換気設備（東海，東海第二発電所共用（以下同じ。））</u>，緊急時対策所加圧設備（東海，東海第二発電所共用（以下同じ。）），酸素濃度計（東海，東海第二発電所共用（以下同じ。）），二酸化炭素濃度計（東海，東海第二発電所共用（以下同じ。）），可搬型モニタリング・ポスト及び緊急時対策所エリアモニタを設ける設計とする。</p> <p>【放射線管理施設】（基本設計方針） 2. 換気設備，生体遮蔽装置等 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p> <p>重大事故等が発生した場合において，緊急時対策所の居住性を確保するための設備として，緊急時対策所遮蔽（東海，東海第二発電所共用（以下同じ。）），二次遮蔽，<u>緊急対策所非常用換気設備（東海，東海第二発電所共用（以下同じ。））</u>，緊急時対策所加圧設備（東海，東海第二発電所共用（以下同じ。）），酸素濃度計（東海，東海第二発電所共用（以下同じ。）），二酸化炭素濃度計（東海，東海第二発電所共用（以下同じ。）），可搬型モニタリング・ポスト及び緊急時対策所エリアモニタを設ける設計とする。</p> <p>【非常用電源設備】（基本設計方針） 2. 交流電源設備 2.3 緊急時対策所用発電機 <u>緊急時対策所用発電機（東海，東海第二発電所共用（以下同じ。））</u>は，緊急時対策所用メタルクラッド開閉装置（東海，東海第二発電所共用（以下同じ。））（6900 V，1200 A のものを 1 個），緊急時対策所用動力変圧器（東海，東海第二発電所共用）（1400 kVA，6900/480 V のものを 1 個），緊急時対策所用パワーセンタ（東海，東海第二発電所共用）（480 V，1800 A のものを 1 個），緊急時対策所用モータコントロールセンタ（東海，東海第二発</p>	<p>Ⅹ(3)(vi)-15 設置変更許可申請書（本文）「チ(1)(iv) 遮蔽設備」に整合性を示す。</p> <p>Ⅹ(3)(vi)-16 設置変更許可申請書（本文）「チ(1)(v) 換気空調設備」に整合性を示す。</p>	<p>【76条10】</p> <p>【76条10】</p> <p>【76条5】</p>
台	数	2																	
容	量	約1,725 kVA/台																	
台	数	2																	
使用燃料		軽油																	
種	類	3 同期発電機(両軸受け式)																	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																																							
	<p>台 数 2</p> <p>容 量 約 1,725 kVA/台</p> <p>力 率 0.8</p> <p>電 圧 6,600 V</p> <p>周 波 数 50 Hz</p>	<p>電所共用) (480 V, 1200 A 及び 210 V, 800 A のものを 2 個), 緊急時対策所用 100 V 分電盤 (東海, 東海第二発電所共用) (105 V, 800 A のものを 2 個及び 105 V, 400 A のものを 1 個), 緊急時対策所用直流 125 V 主母線盤 (東海, 東海第二発電所共用) (125 V, 1200 A のものを 1 個), 緊急時対策所用直流 125 V 分電盤 (東海, 東海第二発電所共用) (125 V, 800 A のものを 1 個) を経由して緊急対策所非常用送風機 (東海, 東海第二発電所共用), 衛星電話設備 (固定型) (東海, 東海第二発電所共用), 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP 電話, IP-FAX) (東海, 東海第二発電所共用) 及び安全パラメータ表示システム (SPDS) 等へ給電できる設計とする。</p> <p>【非常用電源設備】(要目表)</p> <p>(5) 発電機に係る次の事項</p> <p>イ 発電機の名義, 種類, 容量, 主要寸法, 力率, 電圧, 相, 周波数, 回転速度, 結線法, 冷却方法, 制動及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>・常設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種</td> <td>型</td> <td>-</td> <td>緊急時対策用発電機</td> </tr> <tr> <td>容</td> <td>量 kVA/相</td> <td>-</td> <td>1725</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主要寸法</td> <td>た</td> <td>mm</td> <td>1965^{±1}</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>mm</td> <td>1090^{±1}</td> </tr> <tr> <td>高</td> <td>mm</td> <td>1060^{±1}</td> </tr> <tr> <td>力</td> <td>率 %</td> <td>-</td> <td>80 (2段)</td> </tr> <tr> <td>定</td> <td>電 圧 V</td> <td>-</td> <td>6600</td> </tr> <tr> <td></td> <td>相</td> <td>-</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>周</td> <td>波 数 Hz</td> <td>-</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>回</td> <td>転 速 度 min⁻¹</td> <td>-</td> <td>1300</td> </tr> <tr> <td>結</td> <td>線 法</td> <td>-</td> <td>星形</td> </tr> <tr> <td>冷</td> <td>却 方 法</td> <td>-</td> <td>空気冷却</td> </tr> <tr> <td>制</td> <td>動</td> <td>-</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(続き)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">取</td> <td>系 統 名 (サイン名)</td> <td>-</td> <td>緊急時対策用発電機 2A 緊急時対策用発電機 2B</td> </tr> <tr> <td>設 置 床</td> <td>-</td> <td>緊急時対策用床 目. 23.30 m 緊急時対策用床 目. 23.30 m</td> </tr> <tr> <td>設 置 高</td> <td>-</td> <td>E3-1-10 E3-1-11</td> </tr> <tr> <td>設 置 高</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 全稱値を示す</p>	名 称		変更前	変更後	種	型	-	緊急時対策用発電機	容	量 kVA/相	-	1725	主要寸法	た	mm	1965 ^{±1}	幅	mm	1090 ^{±1}	高	mm	1060 ^{±1}	力	率 %	-	80 (2段)	定	電 圧 V	-	6600		相	-	3	周	波 数 Hz	-	50	回	転 速 度 min ⁻¹	-	1300	結	線 法	-	星形	冷	却 方 法	-	空気冷却	制	動	-	2	名 称		変更前	変更後	取	系 統 名 (サイン名)	-	緊急時対策用発電機 2A 緊急時対策用発電機 2B	設 置 床	-	緊急時対策用床 目. 23.30 m 緊急時対策用床 目. 23.30 m	設 置 高	-	E3-1-10 E3-1-11	設 置 高	-	-		
名 称		変更前	変更後																																																																								
種	型	-	緊急時対策用発電機																																																																								
容	量 kVA/相	-	1725																																																																								
主要寸法	た	mm	1965 ^{±1}																																																																								
	幅	mm	1090 ^{±1}																																																																								
	高	mm	1060 ^{±1}																																																																								
力	率 %	-	80 (2段)																																																																								
定	電 圧 V	-	6600																																																																								
	相	-	3																																																																								
周	波 数 Hz	-	50																																																																								
回	転 速 度 min ⁻¹	-	1300																																																																								
結	線 法	-	星形																																																																								
冷	却 方 法	-	空気冷却																																																																								
制	動	-	2																																																																								
名 称		変更前	変更後																																																																								
取	系 統 名 (サイン名)	-	緊急時対策用発電機 2A 緊急時対策用発電機 2B																																																																								
	設 置 床	-	緊急時対策用床 目. 23.30 m 緊急時対策用床 目. 23.30 m																																																																								
	設 置 高	-	E3-1-10 E3-1-11																																																																								
	設 置 高	-	-																																																																								

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																																																												
<p>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク（東海発電所及び東海第二発電所共用）</p> <p>基数 2</p> <p>容量 約 75 kL/基</p>	<p>(3) 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク（東海発電所及び東海第二発電所共用）</p> <p>基数 2</p> <p>容量 約 75 kL/基</p> <p>使用燃料 軽油</p>	<p>【非常用電源設備】（基本設計方針）</p> <p>4. 燃料設備</p> <p>4.3 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクから緊急時対策所用発電機への給油</p> <p>緊急時対策所用発電機の燃料は、<u>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク（東海、東海第二発電所共用）</u>及び緊急時対策所用発電機給油ポンプ（東海、東海第二発電所共用）により補給できる設計とする。</p> <p>【非常用電源設備】（要目表）</p> <p>12 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、鋼板及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>・常設</p> <table border="1" data-bbox="1249 603 1729 1222"> <thead> <tr> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名</td> <td>称</td> <td colspan="2">緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td colspan="2">横置円筒形</td> </tr> <tr> <td>容</td> <td>量¹⁾</td> <td colspan="2">75以上(15²⁾)</td> </tr> <tr> <td>最</td> <td>高使用圧力²⁾</td> <td colspan="2">静水頭</td> </tr> <tr> <td>最</td> <td>高使用温度²⁾</td> <td colspan="2">40</td> </tr> <tr> <td>制</td> <td>造</td> <td colspan="2">3800²⁾</td> </tr> <tr> <td>制</td> <td>板厚さ</td> <td colspan="2">□ (20.0²⁾)</td> </tr> <tr> <td>主</td> <td>鍛板厚さ</td> <td colspan="2">□ (20.0²⁾)</td> </tr> <tr> <td>要</td> <td>鍛板の形状に係る寸法</td> <td colspan="2">3800²⁾ (縦板の中央部半径)</td> </tr> <tr> <td>寸</td> <td></td> <td colspan="2">3800²⁾ (縦板間の丸み半径)</td> </tr> <tr> <td>法</td> <td>燃料油取出口管台外径</td> <td colspan="2">60.8²⁾</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料油取出口管台厚さ</td> <td colspan="2">□ (3.9²⁾)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全長</td> <td colspan="2">7970²⁾</td> </tr> <tr> <td>材</td> <td>質</td> <td colspan="2">SM1000</td> </tr> <tr> <td>料</td> <td>質</td> <td colspan="2">SM1000</td> </tr> <tr> <td>個</td> <td>数</td> <td colspan="2">2</td> </tr> <tr> <td>取</td> <td>付</td> <td>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク 2B</td> <td>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク 2B</td> </tr> <tr> <td>設</td> <td>置</td> <td>緊急時対策所用発電機 2A</td> <td>緊急時対策所用発電機 2B</td> </tr> <tr> <td>箇</td> <td>所</td> <td colspan="2">緊急時対策所建屋 B1、約 23 m 地下埋設</td> </tr> <tr> <td>別</td> <td>図</td> <td colspan="2">B1 B1 1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>深さ防護上の区画番号</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>深さ防護上の配慮が必要な高さ</td> <td colspan="2">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：重大事故等時における使用時の値を示す 注2：公称値を示す。</p>	変更前		変更後		名	称	緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク		種	類	横置円筒形		容	量 ¹⁾	75以上(15 ²⁾)		最	高使用圧力 ²⁾	静水頭		最	高使用温度 ²⁾	40		制	造	3800 ²⁾		制	板厚さ	□ (20.0 ²⁾)		主	鍛板厚さ	□ (20.0 ²⁾)		要	鍛板の形状に係る寸法	3800 ²⁾ (縦板の中央部半径)		寸		3800 ²⁾ (縦板間の丸み半径)		法	燃料油取出口管台外径	60.8 ²⁾			燃料油取出口管台厚さ	□ (3.9 ²⁾)			全長	7970 ²⁾		材	質	SM1000		料	質	SM1000		個	数	2		取	付	緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク 2B	緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク 2B	設	置	緊急時対策所用発電機 2A	緊急時対策所用発電機 2B	箇	所	緊急時対策所建屋 B1、約 23 m 地下埋設		別	図	B1 B1 1			深さ防護上の区画番号	-			深さ防護上の配慮が必要な高さ	-			<p>【76条7】</p>
変更前		変更後																																																																																														
名	称	緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク																																																																																														
種	類	横置円筒形																																																																																														
容	量 ¹⁾	75以上(15 ²⁾)																																																																																														
最	高使用圧力 ²⁾	静水頭																																																																																														
最	高使用温度 ²⁾	40																																																																																														
制	造	3800 ²⁾																																																																																														
制	板厚さ	□ (20.0 ²⁾)																																																																																														
主	鍛板厚さ	□ (20.0 ²⁾)																																																																																														
要	鍛板の形状に係る寸法	3800 ²⁾ (縦板の中央部半径)																																																																																														
寸		3800 ²⁾ (縦板間の丸み半径)																																																																																														
法	燃料油取出口管台外径	60.8 ²⁾																																																																																														
	燃料油取出口管台厚さ	□ (3.9 ²⁾)																																																																																														
	全長	7970 ²⁾																																																																																														
材	質	SM1000																																																																																														
料	質	SM1000																																																																																														
個	数	2																																																																																														
取	付	緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク 2B	緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク 2B																																																																																													
設	置	緊急時対策所用発電機 2A	緊急時対策所用発電機 2B																																																																																													
箇	所	緊急時対策所建屋 B1、約 23 m 地下埋設																																																																																														
別	図	B1 B1 1																																																																																														
	深さ防護上の区画番号	-																																																																																														
	深さ防護上の配慮が必要な高さ	-																																																																																														

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																								
<p>緊急時対策所用発電機給油ポンプ（東海発電所及び東海第二発電所共用）</p> <p>台数 2</p> <p>容量 約 1.3 m³/h (1 台当たり)</p>	<p>(4) 緊急時対策所用発電機給油ポンプ（東海発電所及び東海第二発電所共用）</p> <p>台数 2</p> <p>容量 約 1.3 m³/h (1 台当たり)</p>	<p>【非常用電源設備】（基本設計方針）</p> <p>4. 燃料設備</p> <p>4.3 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクから緊急時対策所用発電機への給油</p> <p>緊急時対策所用発電機の燃料は、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク（東海、東海第二発電所共用）及び緊急時対策所用発電機給油ポンプ（東海、東海第二発電所共用）により補給できる設計とする。</p> <p>【非常用電源設備】（要目表）</p> <p>(1) 燃料設備に係る次の事項</p> <p>ノ ホンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、係数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、係数及び取付箇所（常設及び非常設の別に記載すること。）</p> <p>・常設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">変更前</th> <th style="width: 40%;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 称</td> <td>緊急時対策所用発電機給油ポンプ</td> </tr> <tr> <td>種 別</td> <td>背圧式</td> </tr> <tr> <td>容 量**</td> <td>1.3 以上 (1.3 m³)</td> </tr> <tr> <td>吐 出 圧 力**</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 圧 力**</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 温 度**</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>主 吸 込 径</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>主 吐 出 径</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>全 径</td> <td>208</td> </tr> <tr> <td>横 径</td> <td>330</td> </tr> <tr> <td>法 高 さ</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>材 料 (ケーシング)</td> <td>SUS316</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>取 付 箇 所</td> <td>緊急時対策所用発電機給油ポンプ 2A 緊急時対策所用発電機 2A</td> </tr> <tr> <td>原 動 機</td> <td>緊急時対策用建屋 緊急時対策用建屋 1E-19.30 m 1E-19.30 m</td> </tr> <tr> <td>原 動 機 種 別</td> <td>EM-1-10 EM-1-11</td> </tr> <tr> <td>原 動 機 出 力</td> <td>— —</td> </tr> <tr> <td>原 動 機 係 数</td> <td>専用電動機</td> </tr> <tr> <td>原 動 機 取 付 箇 所</td> <td>1.5 2 ポンプと同じ</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1: 重大事故等時における使用時の値を示す 注2: 公称値を示す</p>	変更前	変更後	名 称	緊急時対策所用発電機給油ポンプ	種 別	背圧式	容 量**	1.3 以上 (1.3 m ³)	吐 出 圧 力**	0.3	最 高 使 用 圧 力**	0.5	最 高 使 用 温 度**	45	主 吸 込 径	40	主 吐 出 径	40	全 径	208	横 径	330	法 高 さ	133	材 料 (ケーシング)	SUS316	個 数	2	取 付 箇 所	緊急時対策所用発電機給油ポンプ 2A 緊急時対策所用発電機 2A	原 動 機	緊急時対策用建屋 緊急時対策用建屋 1E-19.30 m 1E-19.30 m	原 動 機 種 別	EM-1-10 EM-1-11	原 動 機 出 力	— —	原 動 機 係 数	専用電動機	原 動 機 取 付 箇 所	1.5 2 ポンプと同じ		【76条7】
変更前	変更後																																											
名 称	緊急時対策所用発電機給油ポンプ																																											
種 別	背圧式																																											
容 量**	1.3 以上 (1.3 m ³)																																											
吐 出 圧 力**	0.3																																											
最 高 使 用 圧 力**	0.5																																											
最 高 使 用 温 度**	45																																											
主 吸 込 径	40																																											
主 吐 出 径	40																																											
全 径	208																																											
横 径	330																																											
法 高 さ	133																																											
材 料 (ケーシング)	SUS316																																											
個 数	2																																											
取 付 箇 所	緊急時対策所用発電機給油ポンプ 2A 緊急時対策所用発電機 2A																																											
原 動 機	緊急時対策用建屋 緊急時対策用建屋 1E-19.30 m 1E-19.30 m																																											
原 動 機 種 別	EM-1-10 EM-1-11																																											
原 動 機 出 力	— —																																											
原 動 機 係 数	専用電動機																																											
原 動 機 取 付 箇 所	1.5 2 ポンプと同じ																																											

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>安全パラメータ表示システム（SPDS） <u>㊦(3)(vi)-⑰</u>（「<u>計測制御系統施設の構造及び設備</u>」及び「<u>㊦(3)(vii) 通信連絡設備</u>」と兼用） <u>㊦(3)(vi)-⑱</u>一式</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）（<u>東海発電所及び東海第二発電所共用</u>） <u>㊦(3)(vi)-⑰</u>（「<u>㊦(3)(vii) 通信連絡設備</u>」と兼用） <u>㊦(3)(vi)-⑱</u>一式</p> <p>衛星電話設備（固定型）（<u>東海発電所及び東海第二発電所共用</u>） <u>㊦(3)(vi)-⑰</u>（「<u>㊦(3)(vii) 通信連絡設備</u>」と兼用） <u>㊦(3)(vi)-⑱</u>一式</p>	<p>第 10.9-1 表 緊急時対策所の主要機器仕様 <中略></p> <p>(2) <u>安全パラメータ表示システム（SPDS）</u> 第 10.12-2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。</p> <p>(3) 通信連絡設備 <中略></p> <p>(c) <u>衛星電話設備（固定型）（東海発電所及び東海第二発電所共用）</u> 第 10.12-2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。 <中略></p> <p>(h) <u>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）（東海発電所及び東海第二発電所共用）</u> 第 10.12-2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。</p>	<p>【緊急時対策所】（基本設計方針） 第 2 章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 b. 情報の把握 緊急時対策所には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な情報及び重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を、中央制御室内の運転員を介さずに正確、かつ速やかに把握できる情報収集設備を設計とする。 緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所内で表示できるよう、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。 <中略></p> <p>【計測制御系統施設】（基本設計方針） 4.1 通信連絡設備（発電所内） <中略> 警報装置として、十分な数量の警報装置の機能を有する送受信器（ページング）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）として、十分な数量の送受信器（ページング）、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。）、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型有線通話装置、衛星電話設備（固定型）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。）及び衛星電話設備（携帯型）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。 <中略></p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要場所で共有するために必要な通信設備（発電所内）として、<u>㊦(3)(vi)-⑱</u>必要な数量の衛星電話設備（固定型）及び携行型有線通話装置を中央制御室及び緊急時対策所内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）を緊急時対策所内に保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数</p>	<p>「安全パラメータ表示システム（SPDS）」、「統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備」、「衛星電話設備（固定型）」は、設置変更許可申請書（本文）における<u>㊦(3)(vi)-⑰</u>を工事の計画における登録として「計測制御系統施設」のうち「基本設計方針」に整理しており整合している。</p> <p>工事の計画の<u>㊦(3)(vi)-⑱</u>は、設置変更許可申請書（本文）の<u>㊦(3)(vi)-⑱</u>を含んでおり整合している。</p> <p><u>㊦(3)(vi)-⑱</u>工事計画の「必要な数量」は設置変更許可申請書（本文）の「一式」に含まれることから整合している。</p>	<p>【46 条 3】 【76 条 21】</p> <p>【46 条 4】</p> <p>【46 条 5】 【47 条 6】</p> <p>【76 条 22】 【77 条 1】</p>

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p>量の予備を保管する。</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するためのデータ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（S P D S）<u>Ⅹ(3) (vi)</u>のうちのデータ伝送装置を中央制御室内に設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びS P D Sデータ表示装置は、緊急時対策所建屋内に設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>【計測制御系統施設】（基本設計方針）</p> <p>4.2 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店（東京）、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信設備（発電所外）として、十分な数量の電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS 端末及びF A X）、テレビ会議システム（社内）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。）、加入電話設備（加入電話及び加入F A X）（東海、東海第二発電所共用）、専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。）、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、I P 電話及びI P - F A X）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所外）として、<u>Ⅹ(3) (vi)</u>-<u>Ⅸ</u>必要な数量の衛星電話設備（固定型）を中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、必要な数量の衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、I P 電話及びI P - F A X）を緊急時対策所内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p><中略></p>		<p>【76条 21】 【77条 2】</p> <p>【46条 6】 【47条 9】</p> <p>【76条 22】 【77条 11】</p>

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>緊急時対策所用差圧計（東海発電所及び東海第二発電所共用） <u>Ⅹ(3)(vi)-20</u>（「チ(1)(v)換気空調設備」と兼用）</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] <u>携行型有線通話装置</u> <u>Ⅹ(3)(vi)-21</u>（「Ⅹ(3)(vii)通信連絡設備」と兼用）</p> <p><u>無線連絡設備（携帯型）</u> <u>Ⅹ(3)(vi)-21</u>（「Ⅹ(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） <u>Ⅹ(3)(vi)-22</u>一式</p> <p><u>衛星電話設備（携帯型）（東海発電所及び東海第二発電所共用）</u> <u>Ⅹ(3)(vi)-21</u>（「Ⅹ(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） <u>Ⅹ(3)(vi)-22</u>一式</p>	<p>第 10.9-2 表 緊急時対策所（重大事故等時）主要機器仕様 <中略></p> <p>d. <u>緊急時対策所用差圧計（東海発電所及び東海第二発電所共用）</u> 第 8.2-2 表 換気空調設備（重大事故等時）の主要機器仕様に記載する。 <中略></p> <p>第 10.9-1 表 緊急時対策所の主要機器仕様 <中略></p> <p>(3) 通信連絡設備 <中略></p> <p>(d) <u>衛星電話設備（携帯型）（東海発電所及び東海第二発電所共用）</u> 第 10.12-3 表 通信連絡を行うために必要な設備（可搬型）の主要機器仕様に記載する。 <中略></p> <p>(f) <u>無線連絡設備（携帯型）</u> 第 10.12-3 表 通信連絡を行うために必要な設備（可搬型）の主要機器仕様に記載する。</p> <p>(g) <u>携行型有線通話装置</u> 第 10.12-3 表 通信連絡を行うために必要な設備（可搬型）の主要機器仕様に記載する。 <中略></p>	<p>緊急時対策所非常用換気設備として、緊急時対策所非常用送風機（東海、東海第二発電所共用）、緊急時対策所非常用フィルタ装置（東海、東海第二発電所共用）を設ける設計とする。また、緊急時対策所の加圧のために、緊急時対策所加圧設備及び<u>緊急時対策所用差圧計（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））</u>を設ける設計とする。</p> <p>【計測制御系統施設】（基本設計方針） 4.1 通信連絡設備（発電所内） <中略></p> <p>警報装置として、十分な数量の警報装置の機能を有する送受話器（ページング）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）として、十分な数量の送受話器（ページング）、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS 端末及び F A X）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型有線通話装置、衛星電話設備（固定型）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））及び<u>衛星電話設備（携帯型）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））</u>を設置又は保管する設計とする。 <中略></p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要な通信設備（発電所内）として、<u>Ⅹ(3)(vi)-22</u>必要な数量の衛星電話設備（固定型）及び<u>携行型有線通話装置</u>を中央制御室及び緊急時対策所内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備（携帯型）及び<u>無線連絡設備（携帯型）</u>を緊急時対策所内に保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。 <中略></p>	<p><u>Ⅹ(3)(vi)-20</u>設置変更許可申請書（本文）「チ・(1)(v)換気空調設備」に整合性を示す。</p> <p>「携行型有線通話装置」、「無線連絡設備（携帯型）」、「衛星電話設備（携帯型）」は、設置変更許可申請書（本文）における<u>Ⅹ(3)(vi)-21</u>を工事の計画における登録として「計測制御系統施設」のうち「基本設計方針」に整理しており整合している。</p> <p><u>Ⅹ(3)(vi)-22</u>工事計画の「必要な数量」は設置変更許可申請書（本文）の「一式」に含まれることから整合している。</p>	<p>【76 条 14】</p> <p>【46 条 5】 【47 条 6】</p> <p>【76 条 22】 【77 条 1】</p>

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>緊急時対策所加圧設備（東海発電所及び東海第二発電所共用） Ⅹ(3)(vi)-⑳（「チ(1)(v) 換気空調設備」と兼用）</p> <p>酸素濃度計（東海発電所及び東海第二発電所共用）</p>	<p>第 10.9-2 表 緊急時対策所（重大事故等時）主要機器仕様</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>c. 緊急時対策所加圧設備（東海発電所及び東海第二発電所共用） 第 8.2-3 表 換気空調設備（重大事故等時）（可搬型）設備仕様に記載する。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>第 10.9-2 表 緊急時対策所（重大事故等時）主要機器仕様</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>e. 酸素濃度計（東海発電所及び東海第二発電所共用）</p>	<p>【計測制御系統施設】（基本設計方針） 4.2 通信連絡設備（発電所外） ＜中略＞ 重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所外）として、Ⅹ(3)(vi)-⑳必要な数量の衛星電話設備（固定型）を中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、必要な数量の衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話及び I P - F A X）を緊急時対策所内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。 ＜中略＞</p> <p>【放射線管理施設】（基本設計方針） 2. 換気設備、生体遮蔽装置等 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p> <p>重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。）、二次遮蔽、緊急対策所非常用換気設備（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。）、緊急時対策所加圧設備（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。）、酸素濃度計（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。）、二酸化炭素濃度計（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。）、可搬型モニタリング・ポスト及び緊急時対策所エリアモニタを設ける設計とする。</p> <p>【緊急時対策所】（基本設計方針） 第 2 章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 a. 居住性の確保 ＜中略＞</p> <p>緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動</p>	<p>Ⅹ(3)(vi)-⑳ 設置変更許可申請書（本文）「チ(1)(v) 換気空調設備」に整合性を示す。</p>	<p>【76 条 22】 【77 条 11】</p> <p>【76 条 10】</p> <p>【46 条 7】</p>

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>個 数 1 (予備 1)</p> <p>二酸化炭素濃度計（東海発電所及び東海第二発電所共用）</p> <p>個 数 1 (予備 1)</p> <p>Ⅹ(3)(vi)-24 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する...</p> <p>緊急時対策所エリアモニタ</p> <p>Ⅹ(3)(vi)-25 (「チ(1)(iii)放射線監視設備」と兼用)...</p> <p>可搬型モニタリング・ポスト</p> <p>Ⅹ(3)(vi)-26 (「チ(2)屋外管理用の主要な設備の種類」と兼用)...</p> <p style="text-align: center;">二式</p>	<p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酸素濃度計（通常運転時） <p>個 数 1 (予備 1)</p> <p>測定範囲 0.0～40.0 vol%</p> <p>f. 二酸化炭素濃度計（東海発電所及び東海第二発電所共用）</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素濃度計（通常運転時） <p>個 数 1 (予備 1)</p> <p>測定範囲 0.0～5.0 vol%</p> <p>g. 緊急時対策所エリアモニタ</p> <p>第 8.1-2 表 放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様に記載する。</p> <p>h. 可搬型モニタリング・ポスト</p> <p>第 8.1-2 表 放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様に記載する。</p>	<p>に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計（東海、東海第二発電所共用）（個数 1（予備 1））及び二酸化炭素濃度計（東海、東海第二発電所共用）（個数 1（予備 1））を保管する設計とするとともに室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに緊急時対策所加圧設備による加圧判断のために使用する緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型モニタリング・ポストを保管する設計とする。</p> <p>【緊急時対策所】（基本設計方針）</p> <p>第 2 章 個別項目</p> <p>1. 緊急時対策所</p> <p>1.1 緊急時対策所の設置等</p> <p>(3) 緊急時対策所の機能</p> <p>a. 居住性の確保</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計（東海、東海第二発電所共用）（個数 1（予備 1））及び二酸化炭素濃度計（東海、東海第二発電所共用）（個数 1（予備 1））を保管する設計とするとともに室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに緊急時対策所加圧設備による加圧判断のために使用する緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型モニタリング・ポストを保管する設計とする。</p>	<p>本文)のⅩ(3)(vi)-24 については、資料 V-1-9-3-1「緊急時対策所の機能に関する説明書」において具体的に示しており整合している。</p> <p>Ⅹ(3)(vi)-25 設置変更許可申請書（本文）「チ(1)(iii)放射線監視設備」に整合性を示す。</p> <p>Ⅹ(3)(vi)-26 設置変更許可申請書（本文）「チ(2)屋外管理用の主要な設備の種類」に整合性を示す。</p>	<p>【76 条 19】</p> <p>【46 条 7】 【76 条 19】</p>